第　　　　号

河川協力団体非指定通知書（案）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　法人等の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった河川協力団体の指定については、下記理由により非指定とする。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　近畿地方整備局長

記

本件申請については、河川協力団体指定準則に基づき審査を行った結果、　　　　　　　　の理由により、非指定とする。

（行政不服審査法第５７条による教示）

本件処分を受けた者は、本件処分に不服があるときは、国土交通大臣に対し、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。（なお、本件処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができない。）

（行政事件訴訟法第４６条による教示）

　本件処分の取消しの訴えは、本件処分があったことを知った日から６箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。

（なお、本件処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、本件処分の日から１年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができない。）

ただし、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に審査請求をした場合には、本件処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６箇月以内に提起しなければばらない。

（なお、当該裁決のあったことを知った日から６箇月以内であっても、当該裁決の日から１年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができない。）